

# こんなときは、必ず14日以内に届出をしましょう

※下記のほかに、窓口に来た人の本人確認ができるものがが必要です。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき	市外から転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失日がわかる証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者の認定を削除された日がわかる証明書
	子どもが生まれたとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード等
国保をやめるとき	市外に転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、保護開始決定通知書
外国籍の人がやめるとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、在留カード等	
その他	市内で住所異動したとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	世帯を分けたとき(世帯分離)	
	世帯を一緒にしたとき(世帯合併)	
	修学のため市外に転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、在学証明書
資格確認書または資格情報のお知らせをなくしたり、汚れて使えなくなったとき	身分を証明するもの	